

平成24年11月15日

指定健康保険組合として指定を受けました。

兵庫県建築健康保険組合は、平成24年10月12日付けで、健康保険法第28条第1項の規定に基づく指定健康保険組合として指定を受けましたので、お知らせします。

指定健康保険組合とは、健康保険事業の収支が均衡していなくて、健康保険法施行令で定める要件に該当する、財政が窮迫している健康保険組合です。

平成25年度、平成26年度及び平成27年度の3ヶ年度の財政の健全化に関する計画を策定し、厚生労働大臣の承認を受けなければなりません。

財政健全化計画の策定に当たり、収入の確保、支出の削減、保健事業の見直しについて検討する必要があります。

事業主・被保険者及び被扶養者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。その際にはどうぞよろしくお願いいたします。